

<対策のポイント>

福島ならではのブランドの確立と産地競争力の強化、放射性物質の検査、国内外の販売促進、第三者認証GAPの取得等、生産から流通・販売に至るまで福島県の農林水産業の復興創生を総合的に支援します。

<政策目標>

福島県産農林水産物等の価格を震災前と同水準に回復

<事業の内容>

1. 品目ごとの取組 (ブランドの確立と産地競争力の強化)

(1) 米・米加工品 (交付率：定額, 1/2以内)

- ・実需者が求める品質、良食味米の安定供給可能な産地の育成

(2) 園芸 (交付率：定額, 5/6以内, 2/3以内, 1/2以内)

- ・主要品目のプロジェクトに沿った産地の競争力と生産力の強化
- ・オリジナル品種等優良品種の導入、リレー出荷による長期安定体制の確立

(3) 畜産 (交付率：定額, 1/2以内)

- ・新たな特色ある和牛肉の販売拡大を推進
- ・「福島牛」ブランド力強化のための生産基盤の整備
- ・酪農家の生産基盤の強化 等

2. 品目横断の取組

(1) ブランド力向上促進技術開発 (交付率：定額)

- ・収量や特性を強化する品種の開発
- ・機能性成分を探索・マップ化 等

(2) GAPや有機JASの取得 (交付率：定額, 3/4以内, 1/2以内)

- ・第三者認証GAP等の取得促進
- ・有機農業の拡大 等

(3) 放射性物質の検査 (交付率：定額)

- ・国のガイドライン等に基づく放射性物質の検査
- ・産地における自主検査と検査結果に基づく安全性のPR 等

(4) 戦略的販売促進 (交付率：定額) **【拡充】**

- ・分野、品目ごとのブランド力強化とターゲットを明確化した販売戦略の展開
- ・生産者の販路開拓等に必要な専門家によるサポート 等

(5) 福島県産農産物等流通実態調査 (委託)

- ・農林水産物等の販売不振の実態と要因を調査

<事業イメージ>

1(2) 園芸

ブランド確立や競争力強化に向けた作付体系の導入、新植・改植による品種構成改善による市場優位の確保に要する経費等を支援



2(3) 放射性物質の検査

福島県や協議会等による検査の実施に要する経費、検査機器の整備、維持・管理に要する経費等を支援



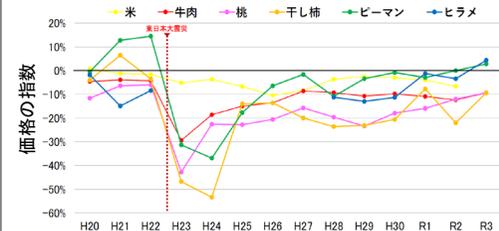
2(4) 戦略的販売促進

販路の回復・開拓に向けて、量販店、専門店等でのプロモーション、販売促進の取組を支援



2(5) 福島県産農産物等流通実態調査

福島県産農産物等の生産から販売に至る各段階の流通実態を調査



<事業の流れ>



水産業復興販売加速化支援事業

【令和6年度予算概算要求額 4,053 (4,053) 百万円】

<対策のポイント>

被災地の水産加工業の販路回復等のため、水産加工・流通の専門家による**事業者の個別指導及び商談会・セミナー等の開催**、被災地の水産加工業者等が行う**販路の回復・新規開拓等の取組に必要な加工機器の整備等**を支援します。併せて、**ALPS処理水による風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため**、被災地域における**水産加工業の販路回復の促進、販路拡大・経営力強化と安全実証への支援**、福島県内の**水産消費地市場の支援**を行うとともに、**外食店、量販店や専門鮮魚店等での販売促進等**の取組を支援します。

<事業目標>

我が国水産業において重要な位置を占める被災地の水産業の早期復興

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 復興水産加工業等販路回復促進指導事業

販路回復等に向けた**個別指導経費、商談会・セミナー開催経費等**を支援します。また、**海外バイヤー向け産地訪問支援**や、被災県産水産物・水産加工品の**安全性や魅力を発信する取組**を支援します。

2. 水産加工業等販路回復取組支援事業

個別指導を踏まえた取組に必要な**加工機器整備費、放射能測定機器導入費、マーケティング経費等**を支援します。

3. 加工原料等の安定確保取組支援事業

福島県において本格操業が軌道に乗るまでの間、**加工原料を確保するため遠隔地から調達する際の運賃の掛かり増し経費の一部等**を支援します。

4. 福島県産水産物競争力強化支援事業

福島県産水産物の**第三者認証取得、高付加価値化、量販店での販売の取組**を支援します。

5. 福島県産水産物消費拡大事業

福島県産水産物の**取扱拡大に取り組む県内消費地市場の水産卸・仲卸業者**に対して支援します。

6. 復興水産物「食べて応援」支援事業

専門鮮魚店等に**被災地水産物の常設販売棚・スペース**を設置する取組を支援します。

7. 復興加工EC販路マッチング支援事業

被災地水産加工品の**百貨店オンラインショップ・高級食品ECサイト等**を通じ販売する取組を支援します。

8. 福島県水産物安全安心発信事業

福島県産水産物の**安全安心に係る情報とあわせて産地・レシピ紹介などの魅力の発信**を通じて、**消費者の購入意欲も促進**する取組を支援します。



(一般消費者向けフェスにてブース出展)

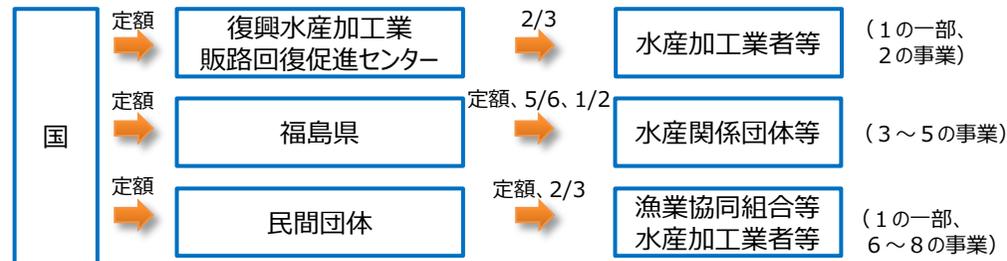


(量販店での被災地水産物の常設棚の設置)



(販路回復のための水産加工機器の整備)

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】水産庁加工流通課 (03-6744-2350)

8. 参考資料

(2) 融資・制度

○ 食品流通改善資金①（食品等生産製造提携型）

<資金の概要>

農林漁業者と加工食品メーカーとの提携による安定的な取引関係の下で供給される農林水産物を使用し、消費者ニーズに合った高品質の加工食品を安定供給するために必要となる一連の事業を支援することで農林漁業および食品流通業の成長発展と一般消費者の利益の増進に資することを目的とした資金「食品流通改善資金（食品等生産製造提携型）」により、日本政策金融公庫から支援します。本資金は、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第5条」の規定により、農林水産大臣の認定を受けた食品等流通合理化計画に基づく事業が対象となります。

<対象者>

食品等製造業者またはそれらの組織する法人（事業協同組合等）※中小企業者に限る。
農林漁業者またはそれらの組織する法人（農業協同組合等）

<事業の内容>

○認定食品等流通合理化計画の実施に必要な次の内容を支援します。

- ① 農林水産物の生産に必要な施設の取得等
- ② 農林水産物の生産に必要な共同利用施設の取得等
- ③ 農地所有適格法人への出資
- ④ 農林漁業関連の事業を行う法人の設立のための共同出資
- ⑤ 農林漁業者等が行う食品等の製造・加工に係る事業用資産の取得
- ⑥ 上記1～5までの農林漁業投資と併せて行う食品等の製造施設・流通施設等の取得等（関連投資）

○主な融資条件

1. 食品等製造業者等と農林漁業者等の取引関係が5年以上継続すること。
2. 1の取引量が事業実施後5年以内に概ね20%以上増加するか、または取引額が年間3,000万円以上増加すること。
3. 安定的な取引関係確立のための農林漁業投資が行われること。
4. 食品等製造業者等への貸し付けは償還期限10年超25年以内。農林漁業者等への貸し付けは資本市場からの調達が困難なもので、25年以内。

<事業のイメージ>

融資事例①

投資内容：菓子工場建設（菓子製造業者）
事業費：3,290百万円、融資額：1,500百万円

- 取引先からの増産要請や消費者からの食の安心・安全の要請に応えるため、品質管理及び衛生管理の高度化、流通効率化に対応した工場を新設。
- 鶏卵の調達先である生産者と安定的取引契約を締結し、年間調達量が536トンから644トンに増加する見込みであり、鶏卵の安定した販路の確保と取引拡大が見込まれ、安定的な生産体制の確立を通じた地域農業の振興に寄与。

融資事例②

投資内容：鶏肉処理加工場の更新（鶏肉製品製造業者）
事業費：2,111百万円、融資額：1,000百万円

- 加工場の処理能力不足と更なる衛生管理の強化に対応するため、食肉処理加工場3か所の生鳥解体機械などを最新設備へ更新することで、流通面における効率化や品質のばらつきの低減、廃棄率の低下を見込む。
- 鶏肉の生産者と安定的取引契約を締結し、年間調達量が33,491千羽から35,000千羽に増加する見込みであり、ブロイラー生産における生産農場の経営安定化が図られ、地域農業の振興に寄与。

○ 食品流通改善資金②（食品等生産販売提携型）

<資金の概要>

食品等販売業者と農林漁業者が提携して、品質の高い食品等を消費者に提供することで、農林漁業および食品流通業の成長発展と一般消費者の利益増進に資することを目的として、産地から小売段階までの一貫した品質管理システムを構築するための資金「食品流通改善資金（食品等生産販売提携型）」により、日本政策金融公庫から支援します。本資金は、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第5条」の規定により、農林水産大臣の認定を受けた食品等流通合理化計画に基づく事業が対象となります。

<対象者>

食品等販売業者またはそれらの組織する法人（事業協同組合等）※中小企業者に限る。
農林漁業者またはそれらの組織する法人（農業協同組合等）

<事業の内容>

○認定食品等流通合理化計画の実施に必要な次の施設の改良、造成又は取得を支援します。

- ① 集出荷施設
- ② 処理加工施設
- ③ 補完配送施設
- ④ 販売施設
- ⑤ 情報処理施設

○主な融資条件

1. 食品等製造業者等と農林漁業者等の取引関係が5年以上継続すること。
2. 1の取引量が事業実施後5年以内に概ね20%以上増加するか、または取引額が年間3,000万円以上増加すること。
3. 流通新技術の導入または取引等の情報システム化が図られること。
4. 食品等製造業者等への貸し付けは償還期限10年超25年以内。農林漁業者等への貸し付けは資本市場からの調達が困難なもので、25年以内。

<事業のイメージ>

融資事例①

投資内容：物流配送センター建設（食料品小売業者）
事業費：698百万円、融資額：350百万円

- 震災の影響から一部施設の操業停止が続き手薄となっている地域への供給増と輸送コスト削減を図るため、電力消費量及びCO2排出量を削減する冷凍庫を備えた物流配送センターを建設するもの。
- 生乳・リンゴ、鶏卵の調達先である生産者と安定的取引契約を締結。これにより年間調達量がそれぞれ20%以上増加する見込みであり、地域農業の振興に寄与。

融資事例②

投資内容：馬鈴薯選果機の更新（野菜卸売業者）
事業費：671百万円、融資額：50百万円

- 高性能の大型自動選果機の導入により、選果能力の向上（70t→120t/日）を図りつつ、AIビジョン等の流通新技術により選別精度を上げることで、選果量増加と品質向上を両立させる。
- 馬鈴薯の調達先である生産者と安定的取引契約を締結。これにより年間調達量が402トンか513トンに増加する見込みであり、地域農業の振興に寄与。

○ 食品流通改善資金③（卸売市場近代化）

<資金の概要>

食料の安定供給の確保または農林漁業の持続的かつ健全な発展に資するため、卸売市場の施設整備等を支援することで農畜水産物の流通の合理化および消費の安定的な拡大を図ることを目的とした資金「食品流通改善資金（卸売市場近代化施設・卸売市場機能高度化型施設、「卸売市場資金」）」により、日本政策金融公庫から支援します。

<対象者>

開設者（地方公共団体を除く）、卸売業者、仲卸業者、卸売業者等の組織する法人

<事業の内容>

○卸売市場の近代化に必要な施設の整備を支援します。

- ① 卸売市場施設
付設集団売場を含む卸売市場の業務に必要な施設（場内運搬機械以外の運搬機械を除く）
- ② 卸売業者施設
倉庫、冷蔵庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舎、場内事務所
- ③ 仲卸業者施設
倉庫、冷蔵庫、計算センター、配達センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舎、仲卸店舗設備

○主な融資条件

- ・返済期間は卸売市場施設については10年超25年以内（うち措置期間5年以内）、卸売業者施設及び仲卸業者施設については10年超15年以内（うち措置期間3年以内）
- ・融資限度額は卸売市場施設については負担額の80%以内（限度額なし）、卸売業者施設及び仲卸業者施設については負担額の70%（限度額あり）

<事業のイメージ>

融資事例①

投資内容：冷蔵庫等取得（卸売業者）
事業費：700百万円、融資額：300百万円

- ・施設の老朽化に伴い市場が移転するため、冷蔵庫や配送センターを新たに建設。
- ・効率的な物流管理が実現するほか、地域の漁業者との連携強化による集荷能力向上を見込むことが可能となり、漁業者の収益向上や地域漁業の振興に寄与。

融資事例②

投資内容：従業員宿舎整備（卸売業者）
事業費：520百万円、融資額：350百万円

- ・老朽化した従業員宿舎を新たに整備することで、深夜帯の業務が多い水産卸売業務の労働力の安定的な確保を見込む。
- ・水産物の国内流通及び、国産水産物の輸出などの取り組みを一層推進することで、漁業者の収益向上や地域漁業の振興に寄与する。

融資：食品流通改善資金④（卸売市場機能高度化型）

<資金の概要>

食料の安定供給の確保または農林漁業の持続的かつ健全な発展に資するため、卸売市場の施設整備等を支援することで農畜水産物の流通の合理化および消費の安定的な拡大を図ることを目的とした資金「食品流通改善資金（卸売市場近代化施設・卸売市場機能高度化型施設、「卸売市場資金」）」により、日本政策金融公庫から支援します。本資金は、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第5条」の規定により、農林水産大臣の認定を受けた食品等流通合理化計画に基づく事業が対象となります。

<対象者>

開設者（地方公共団体を除く）、卸売業者、仲卸業者、仲卸業者組合（事業協同組合または事業協同小組合）

<事業の内容>

○認定食品等流通合理化計画の実施に必要な次の内容を支援します。

- ① 品質管理保全施設
- ② 定温輸送車
- ③ 自動仕分け・搬送保管施設
- ④ 加工・調製施設
- ⑤ パッケージ施設
- ⑥ 情報処理施設
- ⑦ 営業の譲受け
- ⑧ 出資
- ⑨ 特別の費用（①～⑦に係るもの）

○主な融資条件

- ・ 返済期間は10年超25年以内（うち据置期間3年以内）
- ・ 融資限度額は負担額の80%以内（限度額なし）

<事業のイメージ>

融資事例①

投資内容：品質管理保全施設の整備（卸売業者）
事業費：1,623百万円、融資額：915百万円

- ・ 市場の物流設備の老朽化が進んでいることや、近隣の市場との優位性を確保するため、共同物流施設を新設。
- ・ 同一方面へ出荷する青果物をまとめて輸送する体制を構築することが可能となり、地域農業の振興と消費者の利益増進に寄与するだけでなく、物流2024年問題への対処にもつながる。

融資事例②

投資内容：荷捌き所の新築（市場開設者）
事業費：1,517百万円、融資額：347百万円

- ・ 老朽化が進み開放構造で衛生面に課題がある荷捌き所を新築し、閉鎖型市場として新築するほか、作業効率化のため、電子入札システムを導入。
- ・ 本事業実施により、品質の維持・向上、衛生管理の高度化を図ることが可能となり、市場機能の高度化を通じて地域漁業の振興に寄与。

8. 参考資料

(3) 食流法の概要、卸売市場法の概要

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律

卸売市場法及び食品等流通法の改正（平成30年6月成立）

背景

- 食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要。今後も食品流通の核として堅持。
- 農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要。
- このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進。

法案の概要

1 卸売市場法の改正

令和2年6月21日施行

- (1) 農林水産大臣は、次の事項を定めた卸売市場に関する基本方針を定める。（第3条）
〔・業務の運営に関する事項 ・施設に関する事項 ・その他重要事項〕
- (2) 基本方針等に即し、生鮮食料品等の公正な取引の場として、①から⑥の共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、中央卸売市場又は地方卸売市場として農林水産大臣又は都道府県知事が認定・公表し、指導・検査監督する。（第4条から第14条まで）

① 売買取引の方法の公表	④ 代金決済ルールの策定・公表	⑥ 取引結果の公表
② 差別的取扱いの禁止	⑤ 取引条件の公表	⑦ その他の取引ルールの公表（※）
③ 受託拒否の禁止（中央卸売市場のみ）	※ 第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致等。卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏み、共通の取引ルールに反しない範囲において定めることができる。	
- (3) 国は、2（2）の食品等流通合理化計画に従って行われる中央卸売市場の整備に対し、予算の範囲内において、その費用の4/10以内を補助できる。（第16条）

2 食品流通構造改善促進法の改正

平成30年10月22日施行

- (1) 農林水産大臣は、次の事項を定めた食品等の流通の合理化に関する基本方針を定める。（第4条）
〔・流通の効率化 ・品質・衛生管理の高度化 ・情報通信技術等の利用 ・国内外の需要への対応〕
- (2) 農林水産大臣は、基本方針等に即し、食品等の流通の合理化を図る事業に関する計画を認定する。（第5条）
- (3) 認定を受けた者は、農林漁業成長産業化支援機構（A－FIVE）の出資等の支援を受けることができる。（第7条から第26条まで）
- (4) 農林水産大臣は、食品等の取引状況について定期的な調査を行い、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じ、不公正な取引方法があると思料する場合には公正取引委員会に通知する。（第27条から第29条まで）
※上記の改正に伴い、題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改める。

卸売市場法の一部改正(概要)

改正前(卸売市場法)

改正後(卸売市場法)

基本方針

- 卸売市場の整備を図るための基本方針の策定:農林水産大臣
 - ・中央卸売市場整備計画の策定:農林水産大臣
 - ・都道府県卸売市場整備計画の策定:都道府県知事

卸売市場に関する全般的な方針の策定

基本方針

- 卸売市場に関する基本方針の策定:農林水産大臣

開設の認可

- 中央卸売市場:大臣認可〔開設主体:都道府県・人口20万人以上の市〕
地方卸売市場:都道府県知事許可〔開設主体:規定なし〕
 - ・卸売業者 中央市場:大臣許可/地方市場:知事許可
 - ・仲卸業者 中央市場:開設者許可/地方市場:規定なし
 - ・売買参加者 中央市場:開設者承認/地方市場:規定なし

・開設者の申請に基づく認定制へ
・卸売業者の許可制等を廃止

開設の認定

- 中央卸売市場:大臣認定〔開設主体:規定なし〕
地方卸売市場:都道府県知事認定〔開設主体:規定なし〕

認可基準(中央卸売市場)

- 中央卸売市場整備計画に適合すること
- 業務規程の内容が法令に違反しないこと
- 業務規程に定められた事項が業務の適正・健全な運営を確保する見地から適切であること
- 中核的拠点として適切な場所に開設され、相当規模の施設を有すること
- 事業計画が適切で、その遂行が確実と認められること

・共通ルールに取引条件等の公表を追加
・第三者販売等は他のルールとして卸売市場毎に判断
・開設者の業務運営体制を審査

認定基準・取引ルール

- 業務規程の内容が基本方針に照らし適切であること
- 業務規程の内容が法令に違反しないこと
- 業務規程に次の「共通の取引ルール」が定められていること
 - イ 売買取引の方法の策定・公表
 - ロ 差別的取扱いの禁止
 - ハ 受託拒否の禁止(中央のみ)
 - ニ 代金決済方法の策定・公表
 - ホ 取引条件の公表
 - ヘ 取引結果の公表
- ④ 「その他の取引ルール」が定められている場合には、次の要件を満たしていること(第三者販売、直荷引き、商物一致等)
 - イ 共通の取引ルールに反しないこと
 - ロ 卸売業者、仲卸業者等の取引参加者の意見を聴いて定めていること
 - ハ その内容が公表されていること
- ⑤ 開設者が取引ルールを遵守させるために必要な体制を有し、卸売業者等への報告徴収、立入検査、是正の求め等を実施できること
- ⑥ 円滑な取引の確保に必要な施設を有すること
- ⑦ 卸売市場の適正・健全な運営に必要な一定の要件に適合すること

取引規制

- 売買取引の方法の策定
 - 差別的取扱いの禁止
 - 受託拒否の禁止(中央のみ)
 - 代金決済方法の策定(中央のみ)
 - 取引結果の公表
 - 第三者販売の原則禁止(中央のみ)
 - 直荷引きの原則禁止(中央のみ)
 - 商物一致の原則(中央のみ)
- 等

指導・監督(中央卸売市場)

- 農林水産大臣による監督
 - ・開設者への報告徴収、立入検査、改善措置命令、認可取消等
 - ・卸売業者への報告徴収、立入検査、改善措置命令、許可取消等
- 開設者による監督
 - ・卸売業者等への報告徴収、立入検査、改善措置命令

開設者への報告徴収・検査監督を維持

指導・監督

- 農林水産大臣・都道府県知事による監督
 - ・開設者への報告徴収、立入検査、措置命令、認定取消等

法律補助

- ・中央卸売市場整備計画に基づく中央卸売市場の施設整備(4/10以内)

整備計画の廃止に伴い見直し

法律補助

- 食品等流通合理化計画に基づく中央卸売市場の施設整備(4/10以内)

8. 参考資料

(4) 食流法の基本方針の概要 卸売市場法の基本方針の概要

○ 食品等の流通の合理化に関する基本方針

食品等の流通の合理化を図る事業を実施しようとする者が講ずべき措置を記載。

(1) 食品等の流通の効率化に関する措置

- 例：○段ボールや紙袋のばら積みから、パレット輸送への転換
○既存の流通施設をストックポイントとして活用
○共同輸送による幹線輸送の効率化
○トラック輸送から鉄道・船舶輸送へのモーダルシフト
○商流と物流の分離による輸送の効率化

(2) 食品等の流通における品質管理 及び衛生管理の高度化に関する措置

- 例：○低温卸売場や冷蔵保管施設の整備等によるコールドチェーンの整備
○電子タグ等を活用した温度管理

(3) 食品等の流通における情報通信技術 その他の技術の利用に関する措置

- 例：○インターネット、画像解析技術等を活用した電子商取引
○AIやビッグデータを活用した需給予測・マッチング
○トラック予約受付システム等の情報システム、ロボット、IoT等
を活用した物流業務の効率化
○電子タグを活用した受発注、在庫状況、商品管理の効率化
○ブロックチェーンを活用したトレーサビリティの確保

(4) 食品等に係る国内外の需要への 対応に関する措置

- 例：○生鮮食料品のカット・小分け対応等、消費者の求める
形での販売
○保冷設備等を備えた輸出拠点施設の整備

(5) その他食品等の流通の合理化のために 必要な措置

- 例：○緊急時に備えた事業継続計画（BCP）の策定
○キャッシュレス決済の取り込み

卸売市場に関する基本方針（平成30年農林水産省告示第2278号）

- 卸売市場が生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たすため、3つの基本的な事項を記載。

1 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

(1) 卸売市場の位置付け

- 卸売市場が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要。
- 卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たす。
- 生鮮食料品等の公正な取引の場として、差別的取引の禁止、取引条件・結果の公表など共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務を運営。

(2) 卸売市場におけるその他の取引ルールの設定

- 開設者は、取引参加者の意見を十分に聴いた上で、今後の事業展開に関する新しいアイデアを共有し、新規の取引参加者の参入を促すなど卸売市場の活性化を図る観点から、その他の取引ルールについて遵守事項を定めることができる。

(3) 卸売市場における指導監督

- 開設者は、取引参加者が遵守事項に違反した場合、指導及び助言、是正の求め等の措置を講ずる。また、卸売業者の財務の状況を定期的に確認。
- 農林水産大臣及び都道府県知事は、開設者から報告を受け、卸売業者等の業務の状況を把握し、報告徴収及び立入検査、指導及び助言や措置命令を講ずる。

3 その他卸売市場に関する重要事項

(1) 災害時等の対応

- 災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等や地方公共団体と食料供給に関する連携協定の締結等に努める。

(2) 食文化の維持及び発信

- 食材の供給、小中学生や消費者との交流等を通じて、食文化の維持及び発信に努める。

(3) 人材育成及び働き方改革

- 労働負担を軽減する設備の導入、休業日の確保、女性が働きやすい職場づくり等、卸売市場の労働環境の改善に努める。

2 卸売市場の施設に関する基本的な事項

(1) 卸売市場の施設整備の在り方

- 都市計画との整合等を図りつつ取扱品目の特性、需要量等を踏まえ、円滑な取引に必要な規模及び機能を確保。
- 卸売市場ごとの取引実態に応じて、創意工夫をいかし事業を展開。
 - ①流通の効率化
(トラックバス、選果施設の整備、物流動線の考慮、市場間ネットワーク等)
 - ②品質管理及び衛生管理の高度化
(ドッグシェルター、低温卸売場、冷蔵保管施設、低温物流センター等)
 - ③情報通信技術等の利用
(温度管理、在庫状況、出荷・発注状況等の把握等)
 - ④国内外の需要への対応
(加工、小分け、パッケージ施設、輸出拠点施設等)
 - ⑤関連施設との有機的な連携
(市場外取引との連携、施設の有効活用、加工食品製造との連携等)

(2) 国による支援

- 卸売市場の施設の整備には、国が予算の範囲内において、その費用の10分の4以内を補助することができる。